

同意書

「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（長野県条例）」第5条の規定に基づく区域指定を受けた区域（都市計画法第34条第11号の規定による区域）での土地利用規制の一部緩和制度を利用して住宅等を建築したいため、次の事項を遵守し同意します。

- ① 共同住宅、長屋の建築は行いません。
- ② 自治会へ加入し、コミュニティ活動に参加します。
- ③ 土地が4 m未満の道路に面している場合は、建築基準法の規定に従い道路中心線から2.0m後退した線を道路境界線とし、後退道路用地を須坂市に寄附します。また、土地が角地の場合は、隅切り用地を須坂市に寄附します。
- ④ 雨水は敷地内処理とします。
- ⑤ 須坂市景観計画に定める基準に沿った建築物等とします。
- ⑥ 宅地分譲は行いません。

須坂市長 三木正夫様

平成 年 月 日

印